

【件名】中野区道路附属物等維持管理計画改定版(案)について

【要旨】区では、平成26年度に道路ストック総点検を実施し、中野区道路附属物等維持管理計画を策定しているが、1回目の点検から10年が経過したため、令和6年度に2回目の道路附属物等の点検を実施した。この結果をふまえ、中野区道路附属物等維持管理計画改定版(案)を作成したので、以下のとおり報告する。

なお、中野区道路舗装維持管理計画については、今年度、路面性状調査業務を実施しており、来年度の改定を予定している。

1 道路附属物等の点検結果一覧

(1)道路附属物、法面・擁壁点検結果一覧

大分類	小分類	総数	健全性の診断の区分			
			I	II	III	IV
街路灯	大型-単独柱	247 (226)	136 (170)	75 (44)	35 (12)	1 (-)
	大型-共架	13 (13)	8 (5)	5 (6)	0 (2)	0 (-)
	小型	3,298 (3,255)	2,752 (1,733)	364 (556)	180 (966)	2 (-)
道路 標識	大型	17 (14)	16 (14)	1 (0)	0 (0)	0 (-)
	小型	1,565 (1,526)	656 (1,231)	775 (158)	121 (137)	13 (-)
道路 反射鏡		1,933 (1,790)	824 (1,566)	1,022 (189)	75 (35)	12 (-)
法面・ 擁壁等		24 (23)	2 (5)	20 (13)	2 (3)	0 (2)

()内の数値は平成26年度点検時の数量

(参考)健全性の診断の区分について

区分	定義
I	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※道路附属物の診断区分は平成26年度点検時3区分であったが、国土交通省の点検要領の改定により、細分化され4区分としている。

2 点検結果の概要(主な変状)

- (1) 街路灯 基礎コンクリート部のひび割れ、支柱の部分的な腐食
- (2) 道路標識 基礎コンクリート部のひび割れ、表示板の内容が不鮮明
- (3) 道路反射鏡 基礎コンクリート部のひび割れ、反射鏡・支柱の部分的な腐食
- (4) 法面・擁壁等 部分的なひび割れ、目地の開き

3 維持管理の基本方針

(1)道路附属物

令和6年度の点検で区分Ⅳと判定された道路附属物については、当該年度に補修が完了している。区分Ⅲと判定された道路附属物について、令和11年度までに補修を実施する。区分Ⅱと判定された道路附属物のうち、大型街路灯及び大型道路標識については、令和16年度までに補修を行う。小型街路灯、小型道路標識、道路反射鏡については、安全上の問題が生じているわけではないため、引き続き日常点検を行っていく。

(2)法面・擁壁等

区分Ⅲと判定された擁壁2箇所について、令和9年度までに更新及び補修工事を実施する。その他の法面・擁壁等については、1年に1回の頻度で定期点検を行う。

大分類	小分類	数量(基)	
		R7~R11 区分Ⅲ	R12~R16 区分Ⅱ
街路灯	大型-単独柱	35	75
	大型-共架	0	5
	小型	180	(364)
道路標識	大型	0	1
	小型	121	(775)
道路反射鏡		75	(1,022)
法面・擁壁等		2	(20)

※()は引き続き点検を行っていく。

4 補修費用の平準化

区分Ⅲと判定された、早期に措置を講ずべき状態にある道路附属物等を計画的に補修する。さらに、区分Ⅱの補修や日常点検により予防保全型管理へ移行を図り、補修費用の低減及び平準化を行う。

5 今後の予定

令和8年4月 中野区道路附属物維持管理計画(改定版)公表